

第3次亀岡市子どもの読書活動推進計画

(素案)

平成29年3月

亀岡市教育委員会

亀岡市立図書館

—目次—

第1章 はじめに（基本的な考え方）

第2章 「かめおかって 夢・未来 読書プラン（前計画）」の取組結果（成果）について ※4つの視点からみた成果

1. 子どもの成長に寄りそう
2. 大人の意識と行動を高める
3. 連携し、協力して取り組む
4. 子どもの夢と未来を応援する

第3章 「かめおかって 夢・未来 読書プラン（第3次）」推進のための施策について

1. 家庭における子どもの読書活動の推進
【現状と課題】 【推進のための取組】
2. 地域における子どもの読書活動の推進
 - （1）図書館における活動の推進
【現状と課題】 【推進のための取組】
 - （2）子育て支援センター等における活動の推進
【現状と課題】 【推進のための取組】
3. 学校等における読書活動の推進
 - （1）幼稚園・保育園（所）等における活動の推進
【現状と課題】 【推進のための取組】
 - （2）学校における活動の推進
【現状と課題】 【推進のための取組】
4. 啓発・広報活動の推進
5. 財政上の措置

第4章 計画の推進体制

参考資料

第1章 はじめに（基本的な考え方）

◎子どもと読書

読書は、子どもたちが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにしてくれます。

また、人生をより深く生きるための力を身につけていくうえで、読書活動は欠くことのできないものです。

しかし、現代に生きる子どもたちにもデジタル化の波が押し寄せ、紙の本の良さは伝えようと努力しなければ伝わらない時代です。紙の本には、活字以外に多くの情報がこめられています。大きさ、装丁、ページのレイアウト、紙の質感など、それらが本に個性を与え、その個性をまるごと受け取ることで、著者のメッセージを受け取り、様々な人生と出会い感動を得ることができます。

子どもたちが多くの本に親しみ、読書のすばらしさを知り、進んで本を手にとることができるよう、子どもに関わる大人も含め、すべての人たちと共に子どもの読書活動を推進していく必要があります。

◎「かめおかっこ 夢・未来 読書プラン（前計画）」の成果と課題

亀岡市教育委員会では、平成16年4月に「かめおかっこ読書プラン」を策定し、その推進期間においては、学校における朝読書活動や図書館ボランティア・学校読書ボランティアによる読書支援の取り組み、市立図書館をはじめとした各関係機関団体での様々な取り組みが進められ、読書環境の整備が図られました。その成果と課題をふまえ、平成23年3月に「かめおかっこ 夢・未来 読書プラン（新）」を策定し、さらに多くの取り組みが進められてきました。その大きな成果として子どもの読書活動推進体制があります。各関係機関・団体の情報交換や交流を行い、連携した読書推進が図れるよう、「かめおかっこ 夢・未来 読書プラン推進会議」を設置し、定期的開催を図ることで、取組状況を点検し、連携して課題の解決に取り組み、協力して「読書プラン」を推進してきました。今後さらに、子どもたちの成長に応じた本と出会えるような家庭・地域での取組をすすめるなど、子ども読書の推進に取り組むことが必要です。

◎「かめおかっこ 夢・未来 読書プラン（第3次）」の基本方針

亀岡市の教育の基本理念は「ともに学び ともに育ち ともに生きる かめおか教育の創造」です。

また、子どもたちが、学校、地域、家族のあたたかな見守りのなかで包み込まれているという感覚を実感し、ふるさとを愛し、人を思いやる心を育むよう、「ほっかほか心 ふるさと大好き かめおかっこ」をめざす子ども像としています。

これらを実現するためには、子どもの読書活動が重要な取組の一つであると考えます。

子どもたちの夢を広げ、未来を育み人生を心豊かに生きられるよう、社会全体で子ども読書の推進をさらに図るため、新たに「第3次亀岡市子どもの読書活動推進計画」を策定し、各関係機関・団体が連携して、さらなる読書活動の推進に取り組んでいくこととします。

計画の名称は「かめおかっこ 夢・未来 読書プラン ー第3次亀岡市子どもの読書活動推進計画ー」とし、その期間は平成29年度からの5年間を目途とするものです。

第2章 「かめおかっこ 夢・未来 読書プラン（前計画）の取組結果

（成果）について ※4つの視点からみた成果

亀岡市教育委員会は子どもの読書にかかわる活動のさらなる推進に取り組むとともに、家庭・地域・学校・市立図書館等の関係をより緊密なものとし、市民の方々と連携して、子どもの読書環境をより豊かなものにするよう努めてきました。

前計画においては、より効果的で実効性のある取組方策を挙げるため、4つの視点を掲げました。その推進期間である平成23年度（2011年度）から平成28年度（2016年度）において、計画の視点から具体的には次のような成果が挙げられます。

1. 子どもの成長に寄りそう

子どもが幼いときの読書体験は、主に家庭における体験です。そのため、乳幼児期からの子どもたちの成長に応じた本と出会えるよう、市立図書館では保健センターでの11ヶ月健診時にブックスタート事業を行い、親子への絵本の読み聞かせや、平成23年度からは絵本のプレゼント（5冊の絵本の中からご希望の1冊が選べる）を実施し、家庭に絵本を届けました。

幼児期においては、幼稚園・保育園（所）などでの、毎日の読み聞かせや家庭への絵本の貸出、子育て支援センターでの「えほんのひろば」「おはなしタイム！」など、多様な取り組みがみられるようになりました。

小学校においては、全ての学校で朝読書が実施され、ボランティアの協力で学校図書館の整備が行われています。

中学校においても、朝読書の時間が取り入れられ、ボランティアの受け入れも進み、読み聞かせも実施されています。

※主な取組

- ・パンフレット「赤ちゃん絵本」作成
- ・「かめおかっこブックノート」配布
- ・「かめおかっこ ゆめ・みらい 文庫」
- ・「えほんのひろば」「おはなしタイム！」開催

2. 大人の意識と行動を高める

子どもが本にふれるきっかけや読書習慣は、日常生活の中で育まれます。子どもに関わる大人たちが読書への理解を深め、子どもに読み聞かせをすることや、一緒に本を読む時間を持つこと、子どもの身近に本がある生活に配慮することなどで、子どもは読書を日常的で自然なものと捉え、本に親しみやすくなります。

幼稚園・保育園（所）で保護者へ本の貸出を実施する園も増え、大人への啓発も始まりました。PTA集会時や未就学児の見学会などに合わせ、読書ボランティアによる保護者への読み聞かせを実施している小学校も増えてきました。園では、「えほんだより」などを発行し、読み聞かせの大切さを伝えることもでき、市立幼稚園や支援センターでは、絵本コーナーの充実や絵本の読み聞かせにより、絵本への関心が高まっています。小学校でも、親子読書・休日読書・ノーテレビデーなど、多様な取り組みが行われ、学校だよりで読書の啓発が進んでいます。

また、PTAの母親代表委員会では、子ども読書に関する研修会や講演会を開催し、その内容を広報誌で家庭に伝えています。

3. 連携し、協力して取り組む

市立図書館では、子どもの読書活動の充実を目指し、図書館ボランティア協議会「本の種をまく人の会」と協力して、新たなボランティアの養成や、協働して活動を行っています。

幼稚園・保育園（所）、子育て支援センターでは、職員や保護者、ボランティアとの連携でおはなし会が開催され、子ども達に本の楽しさを伝えることができています。子育て支援センターの「かめおっこ出前ひろば」においても、読み聞かせや本の紹介の時間をプログラムの一つに取り入れ、市立図書館との協力体制も進みました。

小・中学校では読書ボランティアとの連携により、朝読書やおはなし会が定着し、計画的に読書活動を進めています。

教育研究所における、小学校教育研究会図書館教育部との共催事業の開催、「サイエンスフェスタ」開催時の市立図書館担当ブースの設置など連携が進んでいます。

また、中学校では、各校の学校図書館や市立図書館を会場として、毎年市内8中学校の生徒会図書部員の交流会を実施し、京都府立亀岡高校の図書館見学なども取り入れて、学校間の連携がとられています。

※主な取組

- ・「かめおかっこ 夢・未来 読書フェスティバル」を3回開催
- ・京都府立図書館の「学校支援セット貸出」
- ・中学校では生徒会図書部員の交流会
- ・小学校教育研究会や中学校教育研究会を中心に図書館活動の充実
- ・「かめおかっこ 夢・未来 読書プラン」推進会議の開催

4. 子どもの夢と未来を応援する

インターネット、スマートフォンの浸透など子どもたちを取り巻く社会は時代とともに大きく変化しています。

環境が変わっても読書の楽しさは変わりません。本を読んで「わくわくする」経験は、読書を好きになる原点です。文字を学ぶ前の乳幼児期の子どもでも、本を読んでもらったり、自ら絵本を眺めたりして、本の楽しさを知ることができます。小さい頃から、子どもの身近な場所で本と出会う環境を整え、読み聞かせなどを行うことにより、子どもに本の楽しさを伝えることができます。

自分で本が読めるようになった子どもに、まずは、読んでみたいと思える本と出会う機会を用意することです。友達や保護者、学校の先生等、子どもの身近にいる人などからおすすめの本を紹介されることは、子どもが読書の幅を広げ、読書をより好きになるきっかけになると考えます。

子どもたちと本との出会いをつくれるよう、それぞれの立場で子どもの読書活動の推進に関わってきました。

市立図書館とボランティアの協力で開催された「かめおかっこ 夢・未来 読書フェスティバル」では、絵本作家をまねいての講演会や選書会、ボランティアによる読み聞かせ、手作り絵本、パネルシアターやエプロンシアターなど、多彩な催しを大人も子どもも楽しむことができました。

小・中学校で行われる選書会では、保護者も交え、自分のお気に入りの本を手にとって選ぶことができ、各所で催されるボランティアによる人形劇やおはなし会にも、多くの子どもたちが目を輝かせて参加しました。小学校卒業時の6年生には、読書ボランティアによるおはなし会が行われる学校もあり、新たな世界へ旅立つ子どもたちへの応援となっています。

第3章 「かめおかっこ 夢・未来 読書プラン（第3次）」推進の ための施策について

1. 家庭における読書活動の推進

子どもが本にふれるきっかけや読書習慣は、日常生活の中で育まれます。保護者自身が読書への理解を深め、子どもに読み聞かせをすることや、一緒に本を読む時間を持つこと、子どもの身近に本がある生活に配慮することなどで、子どもは読書を日常的で自然なことと捉え、本に親しむようになります。

また、大好きな人に語りかけてもらう時間は、短くても安らぎと喜びを感じ、大切な時間と話題を共有することができるとともに、心は豊かに育っていきます。

【現状及び課題】

- 日常生活におけるテレビやDVD、インターネットや電子ゲームなどの浸透や、子どもたちの習い事やスポーツ活動も盛んであることから、子どもがじっくりと読書できる時間を持ちにくくなっています。
- 保護者の就労環境が多様化し、家族がそれぞれに過ごす時間が増えたため、親子で一緒に本に親しむ時間が減少しています。
- 大人の世界でもインターネットの普及により、読書を習慣とする保護者が減少し、子どものための本のある生活環境づくりや、本を手にする機会や本を使って調べ物をする事が少なくなっています。

【推進のための取組】

子どもの読書活動の推進には、子ども自身だけでなく、保護者も共に読書に対する意識を高める必要があります。関係する機関や団体は互いに連携し、家庭での読書活動を支援するとともに、啓発活動に取り組みます。

- ① 家庭では、子どもの身近に本がある環境づくりに努めます。
- ② 親子で読み聞かせや、一緒に本を読む時間をつくります。
- ③ 保護者自身が本に親しみ、読書の楽しさを子どもと分かち合います。

※主な取組

- ・ブックスタート事業の実施
- ・「えほんのひろば」「おはなしタイム！」の実施
- ・幼稚園・保育園（所）の親子貸出等の実施
- ・ノーテレビデーの実施

2. 地域における子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動を推進するためには、子どもが身近なところで読書ができる環境を整備する必要があります。市立図書館を始め、子育て支援センターや児童館は、幼稚園・保育園（所）や学校などの外で、本に出会い読書に親しむことのできる、子どもたちにとって身近な場所です。

特に市立図書館は拠点施設として、子どもたちが豊富な蔵書から好きな本を選ぶことが出来るだけでなく、本についての相談を受け、アドバイスのできる図書館司書を配置し、子どものための本と情報を求める利用者の誰もが利用しやすい環境づくりを進めることが必要です。

（1）図書館における活動の推進

【現状及び課題】

- 情報機器の普及・浸透によって、誰もが容易に情報を得られるようになり、子どもたちが図書館を訪れる機会が減少しています。
- 市立図書館の各館は、学校や幼稚園・保育園（所）と連携し、子ども読書活動の推進を進めていますが、全市的に網羅し統括する拠点の整備が必要です。
- 子どもたちが郷土のことを知り、さまざまな知識を身に付けるための図書館資料を一層充実していくことが必要です。
- 子どもにとって適切な図書を選択することや、保護者への指導や助言を行うため、知識や技術を身に付けた図書館司書を養成することが必要です。
- 子どもの読書活動を推進するため、読み聞かせを始めとする読書ボランティアの育成と活動促進のための支援が必要です。
- 障がいのある子どもの読書活動の推進の取り組みが必要です。

【推進のための取組】

子どもと大人の読書活動を推進するため、誰もが気軽に訪れることの出来る図書館環境と資料整備、人材の育成に取り組みます。

- ① 子どもの読書活動の拠点施設整備を進めます。
- ② 図書館司書を適切に配置し、知識と経験を深めるための育成を行います。
- ③ 子どもが幼少期から本にふれる機会を設けます。
- ④ 子どものための本の情報を提供します。
- ⑤ 読書ボランティアの育成と活動の支援を行います。
- ⑥ 障がいのある子どもの利用に対応できる資料の収集と提供に努めます。

※主な実施事業

- ・ 図書館ボランティア養成講座の実施
- ・ 子どもの読書に関する研修や講座の実施
- ・ 子どもに読んでほしい本の情報やリストの提供
- ・ 子どもと大人を対象としたおはなし会の実施や本とふれあえる機会の提供
- ・ 団体貸出しの実施

(2) 子育て支援センター等における活動の推進

【現状及び課題】

- 子育て支援センターでは、図書コーナーを設置し親子で気軽に読書を楽しめる場を設けています。「えほんのひろば」や「おはなしタイム！」の開催により、子どもたちは本とともに楽しい時間を過ごせています。今後は、さらに保護者への読書啓発が必要です。
- 民生委員との協力体制のもと、地域で開催している「かめおっこ出前ひろば」に、読み聞かせや本の紹介もプログラムに取り入れ、親子読書の啓発が行われています。しかし、参加人数が少ない回もあり、事業のさらなるPRが必要です。
- 教育研究所においては、小学校教育研究会図書館教育部との共催による研修会が実施され、教師の研鑽の場が提供されています。毎年開催される「サイエンスフェスタ」においても、読書関連のブース設置を行っています。今後は、自然科学、学習指導など、教育関連の蔵書を

まとめた冊子などの活用やさらなる研修の場の提供が必要です。

【推進のための取組】

- ① 子どもと保護者への読書活動の啓発に取り組みます。
- ② 図書館と連携し、子どものための図書の実施を図ります。
- ③ 読書教育にかかわる研修や講座等を開催します。

※主な実施事業

- ・子どもと保護者を対象としたおはなし会の実施
- ・保護者対象の絵本や読書を取り入れた事業の実施
- ・各実施事業における読書啓発プログラムの実施
- ・教育にかかわる大人を対象とした研修の実施
- ・自治会や児童館、文化センター等との連携による地域の中での読書活動の実施

3. 学校等における活動の推進

子どもの読書習慣を形成する上で、幼稚園や保育園（所）、そして学校は大きな役割を担っています。子どもが生涯にわたって読書に親しむ習慣を形成するため、子どもの読書活動を継続的に支援し、読書の量を増やすだけでなく、質を高めていけるよう指導を充実していくこと、保護者の子どもの読書活動に対する意識が高まるよう、継続した啓発が必要です。

(1) 幼稚園・保育園（所）における活動の推進

乳幼児期は、子どもが読書の楽しさを知ることや、読書が習慣化するきっかけとなる大切な時期であり、保護者にもその大切さを知ってもらう時期です。この時期の子どもへの読み聞かせは、子どもの情緒の安定や心豊かな成長を促すとともに、絵本を介して子どもと保護者や、子どもと保育者、子ども同士など、それぞれの関係性も深まります。

【現状及び課題】

○子どもたちが、友達と一緒に好きな絵本を楽しむ環境を整え、絵本の貸

出も行っていきます。子どもたちが小学校に進んだ後も、家庭で本にふれる生活ができるよう、保護者に向けた継続的な啓発に取り組む必要があります。

○保育の場では、職員をはじめとして、保護者やボランティアなど、様々な人々の協力を得て計画的に絵本の読み聞かせを実施していますが、保育にかかわる大人が本に対する知識を深め、読み聞かせの技術を習得していくことが必要です。

【推進のための取組】

- ① 子どもたちが幅広い知識を得られるよう、子どもたちの年齢に合わせ、季節や行事などの幅広い事象を踏まえ、読み聞かせする図書を選びます。
- ② 子どもたちが絵本に親しみやすく、手に取りやすいよう、配置場所の整備や図書の充実を図ります。
- ③ 絵本に対する知識と読み聞かせ技術の向上を目指し、職員研修による人材育成を進めます。
- ④ 様々な場を活用し、保護者への啓発活動に取り組みます。

※主な実施事業

- ・絵本や読書に関する講座の実施
- ・子どもと保護者を対象としたおはなし会の実施
- ・市立図書館の配本事業や団体貸出の利用
- ・保育者育成のための研修を実施
- ・家庭への絵本の貸出

(2) 学校における活動の推進

【現状及び課題】

○全小中学校で朝読書の時間を設け、子どもたちが習慣的に本を読む機会を作るとともに、各教科などにおいても、目的に応じた図書を選んで読む活動を進めています。

○学校図書指導員の配置や読書ボランティアの協力で、学校図書館の環境整備が進んでいます。

- 学校ボランティアの協力で、おはなし会が開催され、中学校においてもボランティアの受け入れが進み、ボランティアによる読み聞かせが行われています。
- いつでも学校図書館が利用できるよう、司書の配置を充実するとともに、資質向上を図る必要があります。
- 国語の授業だけでなく他の教科でも調べ学習のために図書を使うことで、本の利用の仕方や読書への興味をもてるようになります。
- 中学校においては、家庭における読書活動の推進への取り組みが課題となっています。

【推進のための取組】

- ① 学校における読書活動の実践状況を把握し、主体的な取り組みや工夫された取り組みについて、他の学校への情報提供や共有化を支援し、読書活動の充実を図ります。
- ② 学校における市立図書館資料の活用について、必要な図書の確保と効率的な利用方法の検討を進め、児童生徒の読書活動を推進します。
- ③ 学校司書の配置に努めます。
- ④ 特別支援学級への配本図書の充実に努めます。

※主な実施事業

- ・学校図書指導員配置事業の実施と充実
- ・P T A活動と連携した研修会の開催や、読書活動に関わる啓発事業の実施
- ・市立図書館の配本事業や団体貸出の利用
- ・府立図書館の貸出文庫や貸出支援セット貸出の活用とその配送
- ・学校や学校図書館への司書の派遣

4. 啓発・広報活動の推進

子どもの読書活動を進めるためには、子どもの読書活動の魅力と重要性について広く市民に伝え、亀岡市全体で子どもの読書活動推進に取り組むことが必要です。

【現状及び課題】

- 「かめおかって 夢・未来 読書プラン推進会議」を設置し、各関係機関・や交流を行い、連携した取り組みや課題解決にむけて協力して取り組みを進めてきました。さらに協力体制を強固なものにし、連携した取り組みを行うため、今後も定期的な開催が必要です。
- 学校や市立図書館、家庭や地域が互いに協力・補完し合いながら、子どもの読書環境を整えるために、市立図書館や学校図書館の図書や設備などの充実を図るとともに、図書館司書や、学校司書、司書教諭を含めた全職員、保護者、読書ボランティアなど、読書活動に関わる人材を確保・育成することが大切です。
- 子どもの読書活動に関わる全ての人が、相互に相談・連携できる関係を築いていくことが必要であり、そのためには、行政が中心となってネットワークを作り、各々の施設や団体が提供するサービスの状況や課題を共有しながら、子どもの読書活動を進めていくことが重要です。

【推進のための取組】

- ① 家庭での読書の重要性に関する、保護者への情報提供や講習の実施のために、研修会や講演会を実施します。
- ② 読書活動をすすめるキャンペーンを展開し、「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」、「読書週間」の啓発事業を実施します。
- ③ 作家による講演会での、自身の本に関わる話や絵本の読み聞かせは、魅力的で、本の持つ力を参加者に十分に伝えてくれます。本を楽しむ機会の提供に努めます。

※主な実施事業

- ・「かめおかって 夢・未来 読書フェスティバル」の実施
- ・「えんだより」「学校だより」「本の種だより」「図書館だより」等での読書推進情報の提供
- ・市立図書館のホームページの、子ども読書推進関連ページ充実
- ・「かめおかって 夢・未来 読書プラン推進会議」の継続実施
- ・各関係機関実施事業での読書啓発

5. 財政上の措置

亀岡市は、市立図書館をはじめとする子どもの読書活動の推進に関する施策に要する経費について、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

その際、本計画に掲げられた各種施策について、目的と手段を十分見極め、最小の経費で最大の効果を上げる観点から、有効性を検証するよう努めます。

第4章 計画の推進体制

子どもの読書活動の推進は、子どもを取り巻く、家庭、地域、学校等がそれぞれの場で継続的に取り組む必要があります。

また、子どもと保護者がともに読書に親しむことができるよう、各関係機関、団体、学校などが連携し、社会全体で支援するネットワークが必要です。

各関係機関・団体の情報交換や交流を行い、連携した取り組みが実施できるよう、「かめおかっこ 夢・未来 読書プラン推進会議」を継続して設置し、本計画の取組状況を点検し、連携して課題解決を行い、協力して取り組みを推進するため、定期的な開催を図ります。

さらに各関係機関・団体が実施する事業においても協働の体制のもとに互いに連携協力を図りながら、取り組むこととします。

参考資料

子どもの読書活動の推進に関する法律

〔平成十三年十二月十二日号外法律第百五十四号〕

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。